

魚津市告示第161号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和8年経済センサスー活動調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和8年7月28日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和8年経済センサスー活動調査
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 令和8年5月2日から令和8年6月30日まで
- 4 報酬の額 次に掲げる額を合計した額
 - ア 固定額 11,410円
 - イ 調整額 56,050円。ただし、調査員間で事務量に偏りが生じている場合は、事業所数に応じて調整額を按分する。
 - ウ 確認事業所加算額 1事業所につき30円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - ア 旅費 1,510円
 - イ 写真代 210円
 - ウ 電話代 200円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和8年8月21日